

第五十回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十五号

昭和四十一年四月十四日(木曜日)

午前十一時四十六分開議

出席委員

委員長 岡崎 英城君

理事 大石 八治君

理事 渡海元三郎君

理事 和爾俊二郎君

理事 華山 親義君

理事 龜山 孝一君

理事 島村 一郎君

理事 登坂重次郎君

理事 村上 勇君

理事 山崎 巖君

理事 島上善五郎君

理事 吉田 賢一君

出席國務大臣

大藏大臣 福田 赳夫君

自治大臣 永山 忠則君

出席政府委員

大藏事務官 鳩山威一郎君

厚生事務官 戸澤 政方君

自治事務官 大西 正男君

自治事務官 松島 五郎君

自治事務官 柴田 護君

自治事務官 細郷 道一君

委員外の出席者

大藏事務官 佐藤 吉男君

文部事務官 中尾 龍彦君

文部事務官 越村安太郎君

文部事務官 門 員

文部事務官 越村安太郎君

文部事務官 越村安太郎君

文部事務官 越村安太郎君

文部事務官 越村安太郎君

文部事務官 越村安太郎君

文部事務官 越村安太郎君

文部事務官 越村安太郎君

文部事務官 越村安太郎君

文部事務官 越村安太郎君

四月七日

地方公営企業の確立に関する請願(秋山徳雄君紹介)(第二五七八号)

同(佐々木更三君紹介)(第二六三九号)

同(阪上安太郎君紹介)(第二六四〇号)

同(野間千代三君紹介)(第二六四一号)

同(泊谷裕夫君紹介)(第二六七八号)

同(井手以誠君紹介)(第二七二二号)

同(栗林三郎君紹介)(第二七二三号)

同(泊谷裕夫君紹介)(第二七二四号)

同(肥田次郎君紹介)(第二七二五号)

同(泊谷裕夫君紹介)(第二七二五号)

同(白灯油の少量取扱制限緩和に関する請願(小山省二君紹介)(第二六二〇号)

同(公立学校共済組合短期掛金引上げ反対に関する請願(田中武夫君紹介)(第二六四二号)

同(地方公営企業の確立に関する請願外二件(大出俊君紹介)(第二八一九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二八五五号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九一四号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

同(同外二件(大出俊君紹介)(第二九四九号)

議長代表東京都議会議長大日向爲次外八名(第二六七七号)

地方公共団体の超過負担解消に関する陳情書(十都道府県議会議長代表東京都議会議長大日向爲次外八名)(第二六八八号)

町村財政の拡充強化等に関する陳情書(長崎市興喜町六の二四長崎県町議會議長會長増本重一)(第二六九号)

地方交付税算定における人口減少緩和対策に関する陳情書外一件(長崎市興喜町六の二四長崎県町議會議長會長増本重一)(第二七〇号)

地方自治の確立に関する陳情書(仙台市定禪寺通槽丁四八宮城県町議會議長會長大村庄三郎)(第二七一七号)

地方公営企業法の一部を改正する法律案の一部修正に関する陳情書(全国都道府県議會議長會長大阪府議會議長中井信夫)(第二七二二号)

奄美群島第二次振興計画策定に関する陳情書(鹿児島市山下町一五の七鹿児島県町議會議長會長長元光代志)(第二七三三号)

町村財政の強化確立等に関する陳情書(徳島市幸町三の一徳島県町議會議長會長徳元四郎)(第三〇二二号)

地方公務員給与改定の実施時期に関する陳情書(宮崎県市議會議長會長宮崎市議會議長見玉辰生)(第三〇三三三号)

地方交付税の減収補てんに関する陳情書(宮崎県市議會議長會長宮崎市議會議長見玉辰生)(第三〇四四号)

国、県支出金の早期交付に関する陳情書(宮崎県市議會議長會長宮崎市議會議長見玉辰生)(第三〇五五号)

地方公務員共済組合短期給付に対する国庫負担制度確立に関する陳情書(新潟県北蒲原郡水原町議會議長野村登喜雄)(第三〇六六号)

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出第七八号)

岡崎委員長 これより会議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の両案を一括議題とし、質議を行ないます。

質議の通告がありますので、順次これを許します。門司亮君。

門司委員 当初に自治省に聞いておきたいのですが、いろいろ説明は受けておりますが、納得のいかないのは、どうして一体こういう法律が出てきたかということでありまして、ほんとうに地方財政をお考えになつてゐるなら、こういう特別に関する法律なんというふうなものでなくて、やはりたばこ消費税を改正するなら改正する、それから交付税率をふやすならふやすというふうなことが明確にさるべきだと考えておる。また、そのことが私は地方の自治体に対しては非常に親切だと思ふのだが、その内容のいい悪いは別にして、取り扱ひの上でどうしてこういう特別に関する法律というふうなものが出てこなければならなかったのか、この点はどうしても納得がいかない。これはどういふわけですか。

柴田(護)政府委員 私どももいたしまして、恒久的な措置を明確にとることが望ましいと考へまして、そういう方向で努力をいたしたのでござ

いますけれども、何分、国の公債発行というものが将来どうなるかわからない、経済そのものがきわめて流動的であるという現状におきましては、諸般の措置がある程度暫定的なものにならざるを得なかった、こういう事情にあるのでございます。したがって特例的な措置を特別措置法という形でもって法案にまとめざるを得なかったでございます。

○門司委員　いま、そういう答弁しかできないのじゃないかと思えますけれども、地方財政の見通しは非常に暗いんです。経済の流動性がどうあろうと、何がどうあろうと、地方財政の見通しは非常に暗いことはもうわかっておる。わかっておるのだから、ことしだけこういう処置をとればあとはまた何とかなるだろうというような期待は地方財政には持てない。来年はもっと悪くなることはわかり切ったことだ。にもかかわらずこういう、平たく言えば何かごまかしの案みたいなもので、一時しのぎである。これでは決して地方の財政がよくなったとも言えなければ、よくなるとも考えられない。この点は大蔵省はどういうお考えですか。たとえば来年から、うわさされておりますように、この中の一部がたばこ消費税に肩がわりするようなことをわれわれ了承したようなしないような気持ちでいるのだが、来年やれるものなら、ことしどうしてやれないか、どうして一体大蔵省がこれに法律の改正を渡っているか、その理由は一体どこにありますか。

○佐藤説明員 本年度は折衝の過程がいろいろ複雑であつたわけでございますが、その最後の段階におきまして、二百四十億円というものをたばこの本数割りで第一種特例交付金として配付する、こういうことになつたわけですね。これを御指摘のようにたばこ消費税に四十一年度から直ちにかけるといふことになりますと、予算の総額その他いろいろ影響するところが大きくて、そこまでは本年度は適当でない、こういうふうなことで、四十二年度にはこれは消費税に振りかえる含みで処理しよう、こういうことになつたわけでございます。

५०

○門司委員 私はこれはやれると思う。金を出しになるのは同じことでしょう。別に大蔵省のお金の色がついているわけでも何でもない。国家予算の総ワクの中で操作されるのですから、これはたばこ消費税であろうとなかろうと私は何も関係はないと思う。どうしてもいまの答弁だけでは私は納得するわけにいかない。たばこの本数によって配付するというのなら、それから来年度これをたばこ消費税に回すのなら、ことし回しておいてもらえば、地方の自治体はそれだけ安心感が強くなるということです。かりに来年度の予算を策定する場合においても、あるいは来年度の財政状態を推測する場合においても、地方の自治体はやり

よくなることは事実です。私が大蔵省に考えても
らいたいのには、国の予算と違つて、地方の自治体
の予算というのは国の出方によつて左右されてお
ることは御存じのとおりであります。だからでき
るだけその作用が及ばないような安心感を与える
ということが、私は政府としては親切なやり方だ
と思う。ことしはこうしてあげたけれども来年は
どうなるかわからぬぞというようなやり方は、こ
れは全く地方の行政を考えていない。ただ大蔵省
の財政だけ、いわゆる国の財政だけ考えて、そし
てその上で地方は御都合主義でどんなにでもやれ
るのだということでは、ほんとうの地方行政は財
政的に確立するわけにいかない。総理大臣自身本
会議でも、地方の財政は非常に大事だと言われて
いる。地方財政が大事なら、どうして安心感を与
えないかということです。多い少ないは別にし
て、安心感を与えるということが私は親切なやり
方だと思ふ。地方財政を大蔵省は一体どうお考え
になつておりますか。これはあなたに聞いたつて
むずかしいかもしれない、これは大蔵大臣に聞く
ことかもしれないが、もう少し私は親切であつて
しかるべきだと思ふ。そうしなければ地方は――
あなたの方のほうでは、国は一つですけれども、地
方は、市町村が少なくなつたといつても四千近く
ある、都道府県だけでも四十六ある。これはおの

おの性格を異にしておる、財政状態を異にしておる。したがってそこに及ばず影響というものは、心理的にも実際のにも非常に大きなものであります。それぞれの自治体が心配しておる。大蔵省は國のたてまえからだけものを考えて、地方の自治體の実態についてももの考えないき方だと私は思う。だからこの問題は、いまのような御答弁だけでは私は納得するわけにいかない。これは自治省はどう考えますか。大蔵省のそういう答弁でよろしいのですか。やれるときはやる、やれないときはやらないのだという御都合主義で地方の自治體の財政運営ができる、あるいは見通しが立って健全にやっていくる、一体こういう見方で自治省はよいのだというお考えですか。

○柴田護 政府委員 私どもは実はさように考えていないのでございまして、いろいろ御指摘がございましたが、当局といたしまして、も、地方財政の問題につきましては、最近は特に配慮を深くしておられるようにも思うのでございます。ただ何分にもこういったような本年度予算編成にあたりましての諸事情が御承知のようなことでございすので、結果的にはおしかりを受けるような結果には相なったのでございますけれども、しかし事に当たりましての私どもの気持ちといたしましては、でき得べくんば当然恒久的な措置をはっきりといたしておきたかったのでございますが、その前提となりまする国家財政そのものがきわめて暫定的な色彩を持って予算編成が始まったものでございすから、結果的にはさようなことに相なったのでございます。しかしながら、将来問題といたしましては、御指摘のように地方財政につきましてもございすけれども、そのほかに御指摘のような基本問題もあるわけでございます。できるだけすみやかに基本対策をはっきりさせて遺憾なくしめるようにいたしたい、かように考える次第でございす。

○門司委員 抽象的なそういう答弁で満足するわけにはまいりませんが、さらに次に聞いておきた

いと思ひますことは、ことしの財政の中で特別措置をどうしてもしなければならぬということより、財政が非常に窮屈になっておるということ、これについて、例の起債をかなりふやされておるようでありますが、これはどういうことですか。千二百億余りの起債を特別にふやせばそれでよろしいというお考えですか。国と地方との財政の關係からいへば、まだ地方は非常に窮屈だ。千二百億もらつてみたところでどうにもならない。去年度、四十年年度の国の財政の予算と地方の財政計画との開きは、もっと詰まつておつたはずである。ことしはそれがやや開いて、一千億余り開いておるところが逆に、ことしは早く地方に仕事のできるように何か財政支出を早くするということになつてくると、地方自治体はそれに見合うだけの財政というか財源がなければならぬ。国のほうは七千三百億の借金をして積極的に仕事をしようという、いわゆる景氣の回復策をはかられるような行き方をしておる。その反面、地方財政計画のほうでは一千億余りも去年と開きを持つておるといふことは、どう考えても納得がいかないのです。これは自治省、どうしてつじつまを合わせるつもりですか。

○柴田(護)政府委員　お話しのように本年度の財政計画の伸び率、その結果の財政規模が国と地方と開いておることは御指摘のとおりでございます。しかしこれは中身を洗ってまいりますと、社会保障関係の経費でございますとかあるいは災害復旧関係の経費でございますとか、あるいは国の公債費の著増、あるいはその他の国にしかない経費の増加が相当あるわけでございまして、さようなものを除いてまいりますと、この差は非常に接近してまいります。しかし、だからといって地方財政がこれでいいと決して申し上げておるわけではございませんので、地方財政はきわめて苦しいとは思います。思いますけれども、しかし、国も減税をし、しかも国債を発行して景気を浮揚していくために努力しようというときでございませう。地方団体といたしましてもそれに即応した態

勢がある程度とつていかなければなりません。その結果、起債市場等の状況をいろいろ考えてまいりますと、一般会計の地方債の額といたしましてはこの程度でやめていくよりはかたしうがいのじやないか、あまりこれがふえてまいりますと、かえってふえるのは政府資金でございまして公募債がふえてまいり、公募債がふえてまいりということは、昨年度と違ひまして起債市場の状況が變つてまいっておりますので、そこに消化の問題がさらに大きく出てくる、こういうようなことを彼此勘案いたしますと、このような本年度組みましたような地方財政計画で必要な事業をやつていくという態勢をとつていかざるを得ない、かようなことを特に考えておるわけでございます。私もといたしましては、地方債をそうべつたんこととふやすことは考えておりません。地方財政の問題もございまして、地方債の適用ということも考えますと、いろいろ議論もございましてけれども、なるべくは従来からとつておりました一般財源の地方債というものは、どちらかと言へば抑制的にものを考えていくという考え方は今日でも捨ててまいっております。したがって、本年度わざわざ特別事業債という名前をつけましたのは、それがやはり特別のものだということを明確にしたいがためでございます。

○門司委員 このいまの問題ですけれども、国と地方との財源、これは国と地方との間の財源配分ではありませんが、国の予算の中の財源措置と地方の財政計画の中の財政構成の問題を見てまいりますと、これは非常に大きな開きがあるのであります。この開きをどこで少なくしていくかということが一つの大きな課題だと私は思うのです。それに対して今度の特別措置で、どれだけ一体この法律で穴埋めができるかということになると、私はほとんどこの穴埋めに使えるようなものはないのじやないかというように考えられる。しかもそれはこの限りである。来年度からはどうなるかわからぬ。中の一部分がたばこ消費税に切りかえられるかもしれないというような状態、こ

れで一体よろしいかどうかということですが、そういうことを言いますのは、御承知のように、何度も申し上げておりますように、国の財政というのはほとんど税財源で大体まかなわれておる。ことしもやはり八〇%、厳密には七八%ぐらいあるだろう。それを地方では非常に少ない、せいぜい三八%内外ぐらいしか持つておらない。あとは起債でやつていくというのです。

それからもう一つ、大蔵大臣が見えたから、大蔵大臣にも聞いておいていただきたいのだけれども、国が借金をした、借金をしたとおっしゃるけれども、国の借金高というのはことしの七千三百億が大きいのであつて、いままでの累積された借金というのとはそうない。したがって、ことしの国の借金に対する支払の総額は四百八十八億です。地方は少なくとも一千四百億をこえているので、約一千億近くこの借金に対する元利払いの差額を持つておる。そういうことで、国が借金をしているからといって、何かこれは大蔵大臣もそれこそ盛んにやかましいことを言つて、財政が苦しいのだということをおっしゃるけれども、地方のほうがよほど苦しい。地方の借金の累積されたものは、大体一兆二、三千億あるいは一兆五千億になるかもしれない。こういうばかばかしい数字のときに、私はいまのような答弁で満足するわけにはまいりません。

それから次に聞きたいのは、ことしの地方財政計画の中で、政府当局で最も自慢をされておる、いわゆるこの超過負担を減らしたということとが盛んに言われておりますので、一体ほんとうにどれだけ減つてゐるか、その辺を少し一つ一つについて聞いてみたいと思ひますが、いま大蔵大臣が見えまして、ひとつ大蔵大臣に対する御質問を先にやつていただいて、あとで私の質問をいたします。

○岡崎委員長 この際、大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。福田大蔵大臣。

○福田(趙)國務大臣 さきに本院におきまして議

決された地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議にありますが「本法案の修正によつて生ずる減収額については、政府の責任において完全に補てんすること」という事情は、私もよく承知しておりますのであります。

すでに私は、この問題について誠意を持つて処置することに所信を申し述べておるところであります。ここに重ねて、財源につきましましては実質的に地方財政の負担とならない方法で処理する所存であることを申し述べます。

○岡崎委員長 細谷君。

○細谷委員 大蔵大臣に御質問したいのであります。ただいまの大蔵大臣の発言中、実質的に地方財政の負担とならない方法とは何か。全額国庫の負担により補てんすべきで、この場合の補てんの方法は一般財源の補てんによるものと思ふが、どうか。

第二は、補てん額は初年度五十二億、平年度五十七億であつて、昭和四十一年度ばかりでなく、昭和四十二年以降においても考慮すべきものであると思ふが、どうか。

三、補てん額の配分にあつては、交付団体、不交付団体の区別はすべきでないと思ふが、どうか。

四、補てんの時期はいつか。

以上について大蔵大臣の明快な御答弁をいただきたいと思ひます。

○福田(趙)國務大臣 補てんを一般財源であるかどうかという問題につきましては、一般財源で処理する、こういう考えであります。

それから第二に、金額はといふのですが、ただいまお話しのような数字といふふうに私も承をいたしておるわけでありまして。

それから第三の補てん額の配分につきましては、交付団体、不交付団体の区別はいたさない、かように考えております。

第四の補てんの時期につきましては、これは法律あるいは予算を要するというようなことでありますれば、そういう方法と相なるといふ場合にお

きましては、次期の国会において処理する、こういう考えであります。

なお最後に、昭和四十二年以降につきましては、修正の趣旨にのっとりまして、自主財源の増強によつて処理するように努力をいたす考えであります。

以上、お答えいたします。

○細谷委員 ただいまの大蔵大臣の答弁については、私も今国会でぜひという主張でありまして、けれども、大蔵大臣の誠意の点はわかりましたので、了承したいと思ひます。

次に、もう一点御質問したいのであります。今度の場合には特別事業債に振りかへられた公共事業費等の地方負担分にかかわる元利償還金については、国の責任において処置する必要があると思ひます。当委員会においてもその趣旨の附帯決議を行なうよう申し合わせができておるのであります。この点につきまして大蔵大臣の所見を承ておきたいと思ひます。

○福田(趙)國務大臣 ただいまの点につきましては、御意見のとおり処置する考えであります。

○細谷委員 次に、自治大臣に御質問したいのであります。地方団体においては、企業誘致条例を制定したとして、誘致企業に対して地方税法第六條の規定による固定資産税等の減免や税額に見合う奨励金の交付で、実質的減免を行なつてゐる事例が数多く見受けられるのであります。今日の地方財政窮乏のから、誘致企業に対する税の減免措置等について、法律で規定されたもの以外に禁止すべきだと思ふのであります。いかがでございますでしょうか。

○永山國務大臣 地方税法第六條の規定に基づく地方税の課税免除または不均一課税は、それが広く住民一般の利益を増進するものである場合に限り、当該地方団体の財政上支障のない範囲内においてなすべきものであると考えます。したがって、工場等を誘致する場合におきましては、地方税法第六條にいう公益上の事由があることを認められる場合においても、地方税の軽減措置に

よらないで、これに相当する財源をもつて道路その他の施設の便宜供与を行なう等の方法により、歳出予算の審議を通じて公明かつ有効に論議されることが適当と考えられますので、従来からそのような方針で指導してきたところでございませう。しかしながら、個別の地方団体において、地域開発の促進の趣旨から企業誘致に急なるあまり、その運用が乱に流れ、行き過ぎの事態も生じている向きもあるもので、税の減免または奨励金の交付の措置については、今後さらにその指導に遺憾ないよう積極的につとめてまいりたい所存でございます。

○岡崎委員長 門司亮君。

○門司委員 先ほどお聞きをしておたのでございますが、大蔵省と文部省のほうにお聞きしておきたいと思ひます。ここに、私のところには実は全岡町村会から参つておりますいろいろな調査報告書がございまして。この調査報告書を見ますと、こういうことになっておるようであります。結論的に申し上げてまいりますと、たとえば小学校の建築その他についてどういう負担割合になっているかという、校舎の場合に大体補助率が、普通統合校舎の場合は二分の一である、あるいは危険校舎の場合については二分の一であるというような形が出ております。ところが実際を見ますと、二分の一であるべきものが案外そうでない。報告書そのまま読んでみますと、実際の負担というものは、法令に基づく負担として町村負担が五〇％、国庫補助が五〇％、こう書いてありますが、実際の負担としてというところをみてみますと、起債が二九・二％、その他の一般財源が三五・八％、国庫補助は三五％、こうなっている。そうすると、羊頭肉肉ということばもございませうが、実際はこの補助額が、その補助額の基礎をなしております算定の基礎に誤りがあるのじゃないかということがある。実際と合わないものがあるのじゃないか。したがって、本年度の学校建築に對します坪当たり単価は幾らですか。四万八千三百円ぐらいに書いてあつたと思うのだが、

それでほんとうに学校ができるのだという積算された基礎がもしありますならば、この際示してもらいたたい。要するに超過負担を少なくするということが、超過負担をことは二百五十億減したというお話であります。これは、小学校の建築に對して一六％なら一六％去年より単価増になつていふという積算されたものが二百五十億と私は考へておる。それはそれでよろしいと思ふ。ここで明らかにしておきたいと思ひますことは、いま申し上げましたように、文部省は小学校の建築が一坪五万円でできるのだという具体的基礎数字をお示し願ひたいと思ふ。

○中尾説明員

ただいま御質問がございました。学校建築の単価が実情を下回つておりますために地方の超過負担を招いておるということでございますが、確かに過去におきましてそういう事例はございました。この点は私も毎年これを改善すべく努力してまいりまして、四十一年度につきましては、数字をもつて申し上げますと、鉄筋は八万二千五百円という補助単価になっております。このことは、四十年度の鉄筋の単価平均八万二千円という実績を若干上回つた数字でございまして、四十一年度からは単価の点につきましては御懸念のような負担は発生しないものと私も考へております。

ただ、木造の場合につきまして、御指摘のように四十年度実績を調べますと、五万一千円程度になつております。これが予算面では四万七千円というところになつておまして、木造については若干という難点が残つておるといふ点がございませう。この点につきましてはケース・バイ・ケースに何とか負担が軽減されるように予算の範囲内で措置を講じていきたいと思ひます。

○門司委員

いまのお話ですが、私の要求しておりますのは積算の基礎、それをひとつ示してもらいたたいと思ふのです。そうしませんが、いまのような御答弁だけで、鉄筋は上回つていふのだとおっしゃるが、それが一体できるかどうかということですが、

それからもう一つは、木造について足らないのだけれども、ケース・バイ・ケースだということになります。これは法律のたてまえからいってもおかしいですね。法律のたてまえからいくなら、もしそういう御答弁が願ひされるのなら、実支出額の二分の一なら二分の一と書いてもらえばケース・バイ・ケースで話がつけられると思ふ。しかし法律が、単にあなたのはうでできた単価の二分の一あるいは三分の一と書いてあつて、そうしてケース・バイ・ケースでいふことというのは、実際問題として無理じゃないですか。私はこれはもう簡単にいふかぬと思ふ。もしそういう意見なら、

あそこをひとつ書きかえてもらつて、実支出額の二分の一なら二分の一、ちやうど学校の先生の給与のようになつていただければ私はやれるのではないかなと思ふ。したがって、文部省としてはほんとうにどのくらいの材料を使つて、どのくらいの手間賃を払つて、どのくらいの設計に費用をかけてやればどういふ学校ができるのだという明細な資料をこの際出してもらいたいと思ふ。そうしませんが、百年一日のように毎年毎年こういう議論をしても、一向にけじめがつかないのです。あなたのはうの御都合で単価がきめられて、自治省のほうもどうもそのままこれを財政計画の上へ載せてくるというやうなことが、そうして地方では超過負担があつて困るということがしばしば言われておる。きょうはもう時間もあまりございませんで、私はこれ以上の答弁は求めませんが、ひとつできるだけこまかい、あなた方がもし学校を建てられるとすれば四万八千円できるのだ、材木の値段はこれだけだ、屋根がわらの値段はこれだけだ、手間はこれだけだ、設計はこれだけだといふ基準を示してもらいたたい。それによつて議論をしませんと、いつまでしたつてこの議論は尽きないです。あなたのはうにはなにがあるでしょうから、ぜひそれを出してもらいたたい。

もう一つ聞いておきたいと思ひますことは、あなたのはうで補助される面はどの辺までかということですが、どういふ学校があなたの方のお考えになつていふ学校としてのものかということですが、この点もあわせて出していただきたい。なぜそんなことを言うかといひますと、たとえば学校教育に必要な特別教室がどのくらいなければならぬとか、あるいは職員室がどのくらいなければならぬとか、学校教育に必要な数字はあると私は思ふのです。それと両方見合つて出してもらひませんと、地方で学校を建てます場合に、実際は、学校自体を見てみますと、必ずしも文部省の言つていふような学校はできない。できないというところは、結局予算の関係で詰まれるところは詰めてしまふというやうな形になつてきます。特別教室が三つなら三つ、四つなら四つ要するはずだと考へられておつても、それを一つ減らすというやうなことが財政の關係上どうしても出てくるということですが、こういうことでは教育の普遍性というものがないかと思ひます。そういう点もひとつ基準を明らかに示していただいて、そうして算定の基礎を明確にしたいと思ひます。そうしませんが、私はこの問題を片づけるわけにはいかないと思ひますので、それをひとつ出してもらいたたい。

それから、厚生省会計課長が見えていふやうです。それから、聞いておきたいと思ひます。端的に聞きますが、厚生省の国民健康保険の事務費がことしは幾らかふやされたやうですが、ここにも町村会であがつてきた資料があります。これは町村会で地方制度調査会に出してきた資料でありますから、私は間違いないと思ふ。これを見ても、私から事務費といふのが、大体的に見ても四百円から五百円くらいかかつていふと考へられる。ところが、ことし少しふやされたといひても、まだこれにはほど遠い二百五十円である。こういうことになつていふ。私はこれは必ずしも半分とは言われない。大体四〇％くらい足りないのじゃないかと考へる。どういふ見積もりでこういう数字が出るのか、その算定の基礎をはつきりしてもらいたたい。

○戸澤政府委員 国保の事務費につきましては、市町村のほうから非常に実態にそぐわないという

ことで要望が強いわけですが、これは各市町村の事務機構とかやり方、また担当職員の年齢構成等もまちまちでありますので、一がいには標準的な単価というものが出しにくいと思ひますが、厚生省で三十八年度に全国的な実態調査を行ないまして、標準的な市町村を相当数とりまして、標準的な事務機構、事務のやり方に対する事務費の単価というものを一応算出したのでございます。それが大体、被保険者一人当たり二百八十八円という数字が出ております。それをもとにいたしまして予算折衝いたしました結果、新年度は二百五十円ということになりました。前年度当初の二百円に比しますと二割五分の増額になったわけでございます。二百五十円の事務費で完全にまかなえるとは思ひませんけれども、しかし従来の単価に比しますとかなりの増額を見たわけでございます。市町村によりましてまかなえるところ、まかなえないところ、いろいろあると思ひますけれども、標準的な市町村をとってみますれば、十分ではないけれども、まあ何とかまかなえる程度にはなったのではないかと、いふうに考えておる次第でございますが、もちろんこれは十分ではないということは承知しておりますので、これからもお一そう努力いたしたいと考えております。

○門司委員 もう一つ厚生省に聞いておきたいのだが、ここにあります資料では約五百円近くかかっているし、また甚だしく伝えられております。そしてあなたのほうで調査されたのが二百八十八円だ、ことしの予算が二百五十円だ、こういうことであります。これは国の法令に基づく仕事です。地方の自治体がかつてに自治体の条例でやっているわけじゃない。法律に基づいてやっている。そうすると、この問題の処置あるいはこの問題の成果いかんということは、国の仕事であるということに間違いはないのだから、したがって厚生省は、これについてはある程度の監督をされておると思ひます。一体、経費は向こうで負担させて監督だけは自分ですということ、あなた

方役人として良心的に許されますか。あてがうものをあてがわれないで、監督だけはする、自分の権限だけは主張するという考え方が、私は今日の日本の地方財政を非常に窮屈にしている一つの大きな原因だと思ふ。あなた方を責めるわけではない。文部省もそうです。どこでもそうです。財政を十分あてがって、そしてなおかつうまくいかなければ、監督する、あるいはあやれこうやれと指図することはある程度許されるかもしれない。しかし十分に活動できないような財政状態に置いておいて、自分たちの権限だけは一〇〇％にこれを使つていこうというやうなものの考え方は、私は誤りだと思ふのだが、この点はどうお考えになりますか。これで良心的によろしいというお考えですか。これは人の生命に関する問題です。したがって地方の自治体はこれをおろそかにするわけにはいかないのです。この問題は、どんなに財政的に窮屈であつても、お金がなくて、いま目の前でこれをどうするかという問題が起こつたときに、これを処置しないわけにはいかない。そういう問題は、この国民健康保険だけじゃない。厚生省関係のいろいろな救済関係は、ほとんど全部といつていいほどこういう性格を持つてゐる。その場合に、地方の自治体が、自分のほうはこれだけしか補助金をもらつていないからこれだけしかやりませんということではできないのです。そのことを一体厚生省はどうお考えになりますか。私は国民健康保険の問題だけを申しましたけれども、これだけではない。あなたのほうで要求があれば、私のほうから実際に調査したものを差し上げてよろしい。たとえば生活保護、その他の問題の処置に対するお金にしましても十分なものではないことは、あなた方のほうで御存じだと思ふ。厚生省としてはこれでよろしいとお考えですか。あとで大蔵省のほうにも聞きますが、大蔵省もそれでよろしいということになっているのか、その点をひとつつきりしておいてもらいたいと思ふ。

○戸澤政府委員 決してこれで十分であるとかいう考えは持つておらないのでございまして、厚生省は非常に補助金行政が多いために、地方公共団体に金をかけている仕事が多いわけでございます。ただいまの国保の事務費等につきましても、かなり改善を見たとは申すものの、まだ実態にそぐわない。超過負担を地方にかけていることはよく認識しておりますので、今後でもできるだけ実態に即するように努力したいと思ひます。国保をあげてみますと、国保全体につきましては、療養費等について一億以上の国庫支出等をいたしておるわけでございますので、事務費について、まだ国の負担でもつてまかなうというところまではいっていないわけでございます。国保以外のもの、たとえば、保健所の人件費あるいは保育所の措置その他等につきましても、まだ地方に超過負担をおかけしているものがあるわけでございます。そういうものにつきまして毎年改善の努力はいたしておるわけでございます。実は保健所の医師等の給与につきましては新年度は前年度よりも七五％の増額を見ておりまして、これは知事会等における要望にほぼ沿つた線が出ております。それ以外のものにつきましても、まだ実支出に比べて六〇％、七〇％程度のものというものがございまして、随時努力をいたしまして、地方に御迷惑をかけないように進めてまいりたいと思ひます。

○門司委員 答弁としては、この場合はそれ以上できないかもしれないと思ひますが、一体いつごろこういう問題の解消をはかれるのですか、めどはありますか。ことしは、かりにあなたのほうのやつをそのままいれてみて一人当たりについて三十三円だけ足りない、こういう計算になる。せめてここだけでも埋められなかったのですか。私は、国が地方に仕事をさせるには、やはり十分な財政措置をしてやるということは当然だと思ひます。さつき申し上げましたように、地方自治体の財政のいかんにかかわらず、どんなに財政が貧弱なところでも、今日の厚生省の関係のいろいろな仕事というものは地方の自治体はやらねかけにはいかぬ。これを延ばしておくというわけにいかぬのです。それじゃその負担をだれがするかということになると、やはりこれは地方の住民の負担になつてくる。したがって超過負担というのは、単に超過負担といつておろすけれども、これは決して国と地方との関係だけではないと思ひます。このしつぽはどこに出でくるかと言へば、自治大臣もよく聞いておいてもらいたいと思ひますけれども、直ちに住民の税外負担となつてあらわれてまいります。寄付金その他でどうしてもまかなわなければならない。この費用をまかなうことができないならば、寄付金その他でまかなつてこれの穴埋めをしていかなければならぬ。学校などは特にそうです。学校を建てれば、その村には必ず寄付が仰せつけられることはわかり切つたことである。国対地方の超過負担ということでも済まされる問題ではございません。その次に出るのは、結局地方の自治体のいわゆる税外負担となつて、寄付行為となつてあらわれてくる。そうでなければ地方の自治体の法定外の普通税という形では住民の負担になつてくるわけですから、ここで議論しているのは国と地方との議論だといふふうにとられては非常に迷惑だ。対住民の問題でありまして、したがって大蔵省に聞いておきたいのだが、いまのような御答弁で一体大蔵省はどうお考えなのですか。これはほんとうに要する費用です。国の事務を遂行するのにほんとうに要する費用です。教育にいたしましてもあるいは厚生省関係の仕事にいたしましても、国の事務を遂行していくものなのです。国の一つの仕事を遂行していくに必要な財源を大蔵省が認めないというのはいくらに理由があるのですか。国家財政だけが何とかつづまが合えばそれでよろしいのか、地方財政の赤字は国の赤字とあなた方はお考えにならないのですか。これは国民の赤字です。国民の負担ですよ。大蔵省自身は、税金をとつていとお考えになつてゐるかもしれない。しかし、いま申し上げましたように、超過負担は必ず税外負担としてあらわれてこなければ、地方の自治体の行政の運営

はできないのである。これは大蔵省はどうお考えですか。こういう費用はこういう安い単価で見積もってもよろしい、地方自治体に負担をかけてもよろしいのだとお考えですか。地方行政は国の仕事と別だとお考えですか。事務官では御答弁ができるかどうか分かりませんが、それもひとつはつきり聞かしておいていただきたいと思ひます。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。

私どもは、大蔵大臣が申しておりますように、国家財政というものと地方財政は車の両輪である、こういう大臣のお考えを体しまして予算編成に当たっております。したがっていま申し上げて国の負担だけを安くあげて地方にしわ寄せをする、こういう気持ちを持っておりません。現状につきまして、ただいま文部関係なり厚生関係の補助金についていろいろ御指摘があったわけでございますが、私どもとしては逐次、これを一面において合理化しながら、他面において必要なものは見えていく、こういう基本線に立って考えておるわけでございます。国民健康保険につきましても、本年度は、先ほど厚生省から御答弁がありまして、二百円を二百五十円という改定を加えたわけでございます。各地方公共団体におきましては、その所要する経費が千差万別でございます。その中でどういふふうにやたら一番合理的であるか、こういう問題、それから一体どういふふうに事務を処理すべきであるか、こういう面等についても、それぞれ所管の省とよく相談をいたしまして研究を加えて内容を改善してまいりたい、こういうふうにお考えをしております。

○門司委員 いま御答弁がございましたが、私、いまここに正確な資料を持ち合わせておりませんが、私の記憶によりますと、四十年度に大体超過負担になるであろうと考えられる千二百億あまりのものの中で、約七〇%くらいは基礎的な単価の相違からくるものと私は記憶いたしております。それが八百八十億くらいあるはずでございます。その他のものについては、たとえば対象

のものが違う、あるいは学校なら杉の木でよろしいのにヒノキを使ったとか、あるいは屋根がわらを少しやめたというふうなもの、それから規模が多少違ってきたというふうなことはあるかと思ひます。そういうものはないとは私は言いません。しかし大体千二百三十億の通しの見通しのつく超過負担の中で、七〇%、約八〇%というものは国の単価の見積もりが安いということが原因だということでは大体はつきりしている。これはわかり切ったことである。いまのような合理化とか千差万別であるとかいうようなことはだれだつてわかつてゐる。わかっているけれども、実際に平均してみると、いま厚生省がお話しになりましたように二百八十八円かかっている。知事会あるいは市町村その他から出てきておるところのデータから見ると五百円近くかかっている。かりに百歩譲って厚生省の平均単価で正しいのだと考えてみても、まだ足りない。私は、せめて国が平均単価だけのものをを出しておいて、なお足りない分があつて困るという非難については、いまのような答弁でも全然あてはまらぬというのではないと思ひます。しかし、平均単価を下回っていることを承知しながらやっているとすることは一体どういふわけですか。一体これが許されますか。地方の住民は物価高で非常に困つておる。そういうときに、国はこ

としは積極的にいろいろな仕事をしようとしておる。そうなつてくると、足らずまゑは住民の負担というか、寄付行為で補わなければならぬこととはわかり切つてゐることだ。どうもいままでの大蔵省の答弁では私は満足するわけにいきません。時間もございませぬし、わかり切つたことをいつまでも聞いてゐることもないかと思ひますが、それなら大蔵省あるいは文部省、あるいはここにございますに上つてゐる厚生省も、この超過負担のさつき申し上げましたような二つのもの、いわゆる対象の違いがあるとかあるは次元が違つておつたというふうなものを差し引いて、明らかに単価の違ひからくる超過負担というものは一体いつごろ解消されるつもりですか。その時期をあらかじめ

この機会に明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○戸澤政府委員

厚生省関係で申し上げますと、いつまでという時期を申し上げるまでもなく、一年でも早く解決いたしたいわけでございまして、たとえばただいまの国庫の事務費について申し上げますれば、お話のとおり私どもの実調の結果による平均的な単価まで満たないので、せめてこの程度は次年度には必ず実現いたしたいというつもりで努力をいたしたいと思ひます。それ以外のものにつきましては、一年でも早く事態に即するように努力をいたしたいと考えております。

○中尾説明員

先ほどもお話し申し上げたとおり、四十一年度におきまして、鉄筋コンクリートにおきましては実情に即することができると思ひますが、木造についてはなお若干遺憾の点がございします。この点につきましては、少なくとも四十二年度あたりから十分な措置を講じたいと考えております。

○門司委員

大蔵省はどうですか。

○佐藤説明員

超過負担の解消につきましては、従来も逐次努力をしてきたわけでございしますが、特に昭和四十一年度につきましては、上司の御理解がありまして、非常に改善を見たと思つておるわけでございします。しかし、これで足りないことは御指摘のとおりでございます。来年度以降も引き続き特段の努力をしたい、こういうふうにお考えをしております。

○門司委員

どうも大蔵省がそういう答弁ですとやっかいだな。ほんとうにさつきも言つておりますように、地方の自治体のものはひとつ直してもいいのです。これは農林省の統計ですが、これを覚えてまいりまして、「農家の租税公課諸負担統計」という報告書の中に、全国平均を見てまいりまして、農村の学校寄付に使つてゐる金が大体一戸平均千十三円と書いてある。これを税金に引き直すと、かなり大きな数字になつてくるわけでありまして、この数字は全体の平均数字でありますから、低所得者についてはかなり大きいものにならうと私は思ふ。その他の寄付、国民健康保険、社会保険というふうなものも数字がずつと出ておりますから、この数字を読み上げてよろしくございしますが、皆さんの考えになつてゐるような実態ではないかということです。今日地方財政が非常に苦しいという原因はやはりここにありのであつて、国から回つてきた仕事を十分に果たすことができない。ことをかえて言うならば、義務的経費についての支出が非常に多くて、したがって、それだけ単独事業が減つてくる。単独事業が減つてくるということは、地方住民の意思がそれだけ縮小されてくるということである。もし総理や大蔵大臣がほんとうに国の行政と地方の行政とが車の両輪だとお考えになつてゐるなら、この点はぜひひとつ改めてもらいたい。このことは大蔵省に再度私は答弁を要求いたしますが、いま厚生省や文部省の諸君が言われたような形で、一体いつごろまでにこれをなくするとか、あるいは再来年度は必ずなくするとか、私はさつきから何度も申し上げておりますように、千二百幾らというのを全部だとは私は申し上げません。せめて国が言ひわけのただけの単価の線だけぐらひはぜひひとつ直してもらいたい。これを直すといふことが言えませんか。逐次これを改善していくとか減らしていくとかいふ抽象的なことで、いまままでのように大蔵省は見えておるわけにはいかない。ことにいま提案されておりますような臨時に地方の自治体にこういうものをあげるんだというふうな、何か恩恵的の、あるいは恩恵がましいようなことで地方財政をまかなつていくこととするような行き方については、私どもは賛成するわけにはまいりませぬ。非常に不満を持っております。したがって、この際もう一度御答弁を願ひたいのは、一体いつごろになればこれをなくするといふ方針なのか、その点だけはひとつこの機会に明確にしておいていただきたい。

○佐藤説明員

超過負担の解消につきましてその時期を明確にし、こういう御質問でございます

が、時期についていつまでということをお願いし上げることはなほ困難であるわけでございます。ただ本年度は三百三十億の超過負担の解消を実現したわけでございます。来年度も引き続きその方向で努力していく、こういうことは非常にかたく考えておるわけでございます。四十一年度は知事会の御要望のありました八つの特定の補助金を中心にやっていたわけでございますが、四十二年度はまた新たな角度から検討してまいりたいというふうに思っております。

○門司委員 これ以上私は押し問答してもどうかと思ひます。もう少しこまかい点について伺ひをするのもいいかと思ひますけれども、もう一時になりますので、この辺で大体質問を終わりたいと思ひます。

ただ最後に一つ、自治大臣から、いまの各省の御答弁に対して自治省はどういうお考えでどういう形にやられるかということ、それからもう一つの念のために聞いておきますが、池田内閣のときに補助金等の問題についての諮問があつて、その答申が出ております。その答申に対する答弁は、その当時のことは会議録にあると思ひますが、自治大臣としてはどういうお考えであるのか、この際それらあわせてひとつ意思表示をしておいていただきたいと思います。

○永山国務大臣 ただいまお尋ねの点につきましては、補助金の合理化とともに、超過負担並びに税外負担の解消に向かひまして、四十二年度は最善の努力をいたして、地方財政の確立、自治の本質の体制の整備に努力いたしたいと考える次第でございます。

○門司委員 いま補助金その他の話が出ました、非常に抽象的でした。

ここでもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、補助金の性格について大臣どうお考えになるかということでございます。一つは、国のいろいろな仕事を遂行することのためにやらなければならぬ仕事、それは自主的にそれを行なつていかなければならない仕事で、私どもから言わせれば、

さつき申しましたように単価がどうのこうのと言わないで、実支出額に対してどうだという、もちろん基本のものは設けなければならぬが、その考え方。もう一つの補助金の性格としては、国の奨励の意味の補助金がある。実際はこういう仕事をやつてもらいたい、これをやってくればこれだけ補助金を出してもよろしいというふうな、国の奨励の意味を持った補助金があるわけでありまふ。補助金の中にはそういう二つの性格がある。いま整理されようとするのは、一体どちらをどういう形で整理されるのか。それはおそらくその二番目のほうであつて、国が何か奨励的目的で補助金を出しておるものを削っていくというこ

とは、これはある意味においては容易にやり得ることである。しかし国が一応の方針を立てて、それを地方に浸透させていこうとするには、ある程度の補助金でもつけなければ、地方がなかなかたえてくれないだらうというふうな心配が出てきておるものもあるかと思ひます。こういうものが結局少額の補助金になつてあらわれてきておつて、補助金なんというものは実際は、悪口を言えば、当該役人とそれを施行する団体との一回の宴会費とか話し合ひの費用に終わつてしまふ

くらいのものがたくさんある。こういうものを整理していこう、こういうことに私はなろうかと思ひます。したがつて聞いておきたいと思ひますことは、実際の補助を必要とする公の立場に立つた、このころいう仕事をやつてもらいたい、もしこのころいう仕事を地方が選択してやるなら、これだけの補助金を出したいという、農林省の関係の補助金というふうなものがございます。と同時にもう一つは、さつきのような国の大きな一つの柱としての教育の問題があり、厚生行政の問題がある。あるいはややそれに近い土木建築関係の問題等がございます。したがつて、国は、いま補助金等の整理というふうなお話もございましたが、その二つの性格のある問題をどういうふうに処置していこうとされるのか。私どもの意見から率直に申し上げてまいりますと、国が奨励的にただおや

りになつてゐるような補助金はできるだけ少なくするほうがよろしいと思ふ。あるいはなくともよろしいかもしれない。むしろその分を、少なくとも国がどうしてもやらなければならぬ、また地方自治体がいやがうでもやらなければならぬこと、これを充実させていくというふうな方針がとらるべきだ、こう私は考えてゐるのだが、その点について大臣のお考えはどうですか。

○永山国務大臣 負担金のものに對しましては概して超過負担にならないようにやるべきであると考えておるのでございます。奨励的なものに対してはこれが合理化をはかる方向で進んでいかねばならぬと考へておる次第でございますが、概して補助金はできる限り合理化いたしまして、財源を地方に移譲する、そうして地方の自主的な体制において自治体の財政その他自治行政の確立をはかるという方向へ進んでいきたいと考へておる次第でございます。それがためには、場合によれば交付税の大幅な移譲あるいは消費税等の関係の移譲も強く要望をいたしまして、自主性を持つ地方自治体に切りかへるような努力をいたすべきであると思ひます。

○門司委員 これ一つだけでやめまふ。これは念のために聞いておきますが、補助金等の適正化に關する法律というやつかい法律が一つあるわけですが、これを適用した事実がございまして、件数があるなら、その件数をひとつこの機会に明らかにしておいていただきたいと思います。

○佐藤説明員 補助金適正化法の施行状況の資料をちょっといま持つておりましたので、いまこゝで数字を申し上げることはできないのでございしますが、それは後ほどお知らせしたいと思います。

○門司委員 それでは具体的に聞きたいと思ふが、あの法律は非常にやつかい法律で、地方の自治体を非常に侮辱した法律なんだ。これは地方の市町村長を信用しないという法律だ。おまへたちは必ずやそれを言うだらう、そうしてごまかして補助金を持つていつてこれを使うだらうという、地方の自治体に対して非常に侮辱的な法律なんだ

すよ。だからああいう法律は早くなくしてもらいたい。だからこれまで適用した例というのが、どのぐらゐあつたかないか、そのごまかしたというのがどのぐらゐあつたかないかというのを聞いてゐるのです。あつたような気がしますが、それともないですか、どつちなんですか。

○佐藤説明員 補助金の適正化法の施行につきましては、毎年一回大蔵省主計局が幹事になりまして、各省お集まり願ひまして、補助金適正化中央連絡会議というものをやっております。本年も三月にやつたわけであります。その中の件数を見ますと、罰則の適用ということでははつきりした記憶はありません。ただ不当であるとかいうようなケースにつきましては、その会議の席上に会計検査院それから法務省の刑事局の人に来てもらひまして、補助金関係の説明を毎年聞くという例になつております。不当事項につきましてはいろいろ御指摘があつたように記憶しております。

○門司委員 私はいまのような御報告だと思ひます。

もう一つは、あの法律をこしらへるときから問題でありましたけれども、実は会計検査院が検査をいたしておりますので、ああいう法律は必要ないんじゃないかというふうに考へたのだが、あまりにもいろいろな点で補助金のむだづかいがあつたり、あるいはその補助金を請求して、それと支出が違つておつたというふうな不祥事があつたとき、多少あつたものではあるが、あの法律は私にできたと思ふのですが、ああいう法律というのはもうなくしたほうがいいと思ふのです。実際市町村長を信頼するならば、市町村長が何か詐欺的行為で国からお金を取つて仕事をするとしようというふうになると、法律で認めておるといふ方方は私はどうかと思ふのですが、これに對する大臣のお考えはどうですか。

○永山国務大臣 地方自治体の行政を信頼をいたしまして、補助金適正化法等の関係はないことが好ましいのでございすけれども、なお現段階におきましては、この法律が存在をいたすことによ

うとするものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○岡崎委員長 細谷治嘉君。

○細谷委員 私は、日本社会党を代表いたしましたし、ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を御説明申し上げます。

地方財政は、近來悪化の一途をたどつてまいりまして、この委員会を通じての自治省の説明によりまして、昭和二十八、九年ごろの地方財政危機よりもはるかに深刻なものがあるわけでございます。言つてみますと、地方行政は戦後最大の危険に直面している、こういうふうにも申し上げても過言ではないと思つております。

従来、国税の伸びが有りますと、必然的にそれに対して、一〇〇に対して四五〇程度の地方税の伸びがあり、国税三税の伸びに対して地方交付税の二割程度の伸びが起つてまいつたのでございまして、今年度は、七千三百億という国の財政政策の根本的な変更によりまして、公債発行、したがって地方税は伸びない、交付税は逆に減つていく、こういうことになつてゐるわけでございますから、この一事を見ても、地方財政は全く動きがとれない、こういう事態に立つてゐるということでは明瞭でございます。ところが政府が四十一年度の地方財政対策として出されたものは、交付税率を二・五％引き上げて三・二％にするということ、もう一つは、地方財政に対する特例措置を設けまして、今年度限り四百十四億の第一種特例交付金、第二種特例交付金で切り抜けよう、こういう方向でございます。このことは、本来税金のあるいは交付税でやつてまいつた地方財政そのものを複雑化し、混乱化させ、脆弱化させていると申さなければならぬのであります。そればかりではなくて、従来基準財政需要額に明瞭に算入されておりました道路なり河川なり、あるいは海岸堤防等の地方負担分を基準財政需要額から切り離して、これを起債に振りかえる、こういう措置もと

ろうとしたしておるのでございまして、言つてみますと、借金において公共事業をやれ、こういうことになるわけでありまして、従来の地方税制度、地方交付税制度の破綻をもたらすものだ、こういうふうにも言つても差しつかえないのではないかと申すのであります。

私も日本社会党は、そういう複雑な、しかもその場限りの、脆弱な財政措置ではなしに、従来のように地方交付税率を大幅に引き上げることによつて、この四十一年度の財政危機を切り抜けるということが必要であると確信するものでござい

ます。そういう観点から、私も、特例措置という形ではなくて、それを含めて政府案の三・二％という交付税率を五％引き上げて三・七％にするにとりまして今年度の地方財政を切り抜け、四十二年以降のものについては自主財源の強化、こういう観点で地方財政を守つていかなければならぬ、こういうふうにも考へておるわけでございます。そういう観点から、ただいま御説明申し上げましたように、地方交付税率を国税三税の三七％に引き上げるべきだという修正案を提案いたしました次第でございます。どうか慎重御審議の上、御可決いただきますようお願いいたしますと思ひます。説明を終わります。

○岡崎委員長 以上で、各修正案の趣旨説明は終わりました。

この際、地方交付税法の一部を改正する法律案に対する細谷治嘉君外二名提出にかかる修正案について、国会法第五十七条の三の規定によりまして、修正案に対する内閣の意見を聴取いたしました。永山自治大臣。

○永山自治大臣 この修正案につきましては、国の財政及び地方財政の現況から見まして、にわか

に賛成することができないのでございます。

○岡崎委員長 これより地方交付税法の一部を改

正する法律案及びこれに対する両修正案、また昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案に対する細谷治嘉君外二名提出にかかる修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡崎委員長 起立多数。よつて、細谷治嘉君外二名提出にかかる修正案は可決されました。

次に、本案に対する奥野誠亮君外二名提出にかかる修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡崎委員長 起立多数。よつて、奥野誠亮君外二名提出にかかる修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡崎委員長 起立多数。よつて、地方交付税法の一部を改正する法律案は、奥野誠亮君外二名提出にかかる修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

次に、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案に対する奥野誠亮君外二名提出にかかる修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡崎委員長 起立多数。よつて、奥野誠亮君外二名提出にかかる修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岡崎委員長 起立多数。よつて、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案

は、奥野誠亮君外二名提出にかかる修正案どおり修正議決すべきものと決しました。

○岡崎委員長 この際、大石八治君、秋山徳雄君及び門司亮君から、ただいま修正議決いたしました昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案に対し、三派共同提出をもつて、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。本動議を議題とし、その趣旨説明を求めます。

大石八治君。

○大石（八）委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派を代表して、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案に対する附帯決議案の趣旨説明を行ないたいと思ひます。

附帯決議の案文はお手元に配付されておりますので、朗読は省略させていただきますこととし、提案の趣旨を御説明申し上げます。

第一は、来年度以降の地方財政の収支はまことに容易ならざるものと認められまゝです。政府は今回のごとき特例措置によることなく、来年度以降においては国税の移譲等による自主財源の充実強化によつて恒久的な対策を講ずべきであると思つております。

第二は、従来、交付税の算定ベースに乗つていた公共事業費等にかかる基準財政需要額の一部約五百八十九億円を、交付税の絶対量の不足から特別事業債に振りかえておりましたが、地方財政の窮乏にかんがみ、この元利償還金につきまして、政府の責任において完全に補てんすべきものであると思つております。

第三は、都市、特に指定都市の財政負担は逐年増高しておりますが、反面、これに対応する税収等の自主財源の伸びが鈍化して行政機能に支障を来している実情にありますので、政府は税・財政制度についてさらに検討を加え、税源の充実、下水道等の差等補助負担率の廃止等、積極的に財

源増強の措置を講ずべきであると思ふのであります。以上が提案の趣旨であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

〔参照〕

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案に対する附帯決議案
政府は、地方財政の現況にかんがみ、特に左の諸点につき万全を期すべきである。

- 一、来年度以降における地方財政措置については、本年度のごとき特別措置によることなく、国税移譲等による自主財源の充実強化により恒久対策を講ずるよう努めること。
- 二、特別事業債に振り替えられた公共事業費等の地方負担分に係る元利償還金については、国の責任において措置すること。
- 三、都市特に指定都市の財政負担が逐年増嵩している実態にかんがみ、その税財政制度について更に検討を加え、税源の充実、差等補助負担率の廃止等積極的に財源増強の措置を講ずること。

右決議する。

○岡崎委員長 これより本動議について採決いたします。

本動議のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は大石八治君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、永山自治大臣から発言を求められておりますので、これを許します。永山自治大臣。
○永山国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、御趣旨を尊重して善処いたします。

○岡崎委員長 おはかりいたします。

ただいま修正議決されました両案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○岡崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岡崎委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十八分散会

地方行政委員会議録第十四号中正誤	
ペシ段行	誤
三 一 一 理解	解決
同第十五号中正誤	
ペシ段行	誤
二 三 末二 平坪	平均
同第十六号中正誤	
ペシ段行	誤
二 二 三 模準	標準
二 三 八 末満	未満
六 二 〇 晩酌	晩酌
五 一 三 団体か	団体が
〃 〃 六 ますか	ますが
〃 〃 三 ですか	ですが
〃 〃 末六 です	です。